

福祉医療費助成制度の改正

【乳幼児等医療費助成制度】（小学校3年生までの医療費助成制度）

平成29年7月1日から未就学児に対する所得制限を撤廃します。

【こども医療費助成制度】（小学4年生から中学校3年生までの医療費助成制度）

平成29年7月診療分から、通院医療費の本人負担が2割負担から1割負担になります。

【育成医療と福祉医療費助成制度の併用】

平成29年4月1日から、各種健康保険の加入者で育成医療の医療費の助成を受けている人は、助成後の自己負担額から福祉医療費助成制度（乳幼児等医療費助成制度など）の助成を行います。申請方法など詳しくは医療助成・年金課へ。

【老人医療費助成制度】

平成29年7月1日から老人医療費助成制度が廃止になります。
新たに下表の高齢期移行医療助成制度が創設されます。

高齢期移行医療助成制度

対象者	65～69歳で一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者	
区分	区分Ⅰ	区分Ⅱ
要件	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない者（年金収入80万円以下かつ所得なし）	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている者（要介護2以上）
一部負担金	定率2割負担	
負担限度額	外来：8,000円/月 入院等：15,000円/月	外来：12,000円/月 入院等：35,400円/月
経過措置	既に現行制度（老人医療）の対象となっている方については、経過措置として、70歳になるまで現行の負担限度額による助成を継続する	